

# 又市参議院議員質問への政府答弁書（5月7日付）

発行：日本置き薬協会 事務局

又市参議院議員の「一般医薬品販売の実態と改善に関する質問主意書」は、1. 登録販売者の不正受験について、2. 受験資格としての実務経験の認定について、3. 「一般用医薬品販売制度定着状況調査」について、4. 配置販売業の状況について、5. 一般用医薬品の消費税の軽減税率導入、所得からの控除について、等により構成されている。以下は上記質問で配置に関連する答弁を抜粋したものであるが、改善提案への対応は乏しいものである。

## 質問2. 受験資格としての実務経験の認定について、に関する答弁

施行通知においては、一般従事者は、薬剤師等の管理及び指導の下で一般医薬品の販売等を行うこととしており、一般従事者による一般医薬品の販売等については、薬剤師等による管理及び指導が可能な限度において行うことができるものである。また、顧客から情報提供の求めがあった場合等に速やかに医薬品を販売する場所において薬剤師等に情報提供を行わせることができる適切な体制の下で、一般従事者が情報提供以外の業務に従事することは可能であり、厚生労働省としては、その従事した時間を登録販売者試験の受験資格である薬局等における実務経験として認めても差し支えないと考えており、ご指摘の「実務経験時間の規定」の「厳格化」や「Q & A等」の作成は考えていない。

## 質問4. 配置販売業（の状況）における、既存配置業者の教育研修欠如について、に関する答弁

既存配置販売業の配置員の資質の向上については、「薬事法の一部を改正する法律附則第12条に規定する既存配置販売業者の資質の向上について」を発出し、都道府県を通じて、既存配置販売業者に対して講習等の標準的な方法を示すとともに、講習等の概要の都道府県への届出を求めているところであり、厚生労働省としては、引き続き、都道府県と連携して、既存配置販売業者においてその配置員に対する講習等が既存配置研修通知に基づき適切に行われ、既存配置販売業者の配置員の資質の向上が図られるよう、対応してまいりたい。

## 質問4. 配置販売業（の状況）における、専門家の研修義務化について、に関する答弁

富山県が都道府県に協力して取りまとめた「平成23年度医薬品配置販売業者数及び配置従事者数について」によれば、平成23年12月末時点で、全国の新配置販売業者の配置従事者数は、5,413人、うち薬剤師の数は25人、登録販売者の数は3,038人である。また、既存配置販売業者の配置従事者数は16,648人である。

既存配置販売業者は、改正法附則第12条の規定により、薬剤師等又は一般従事者の別にかかわらず、配置員の資質の向上に努めなければならないとされており、厚生労働省としては、既存配置販売業者の配置員である登録販売者について、薬事法にご指摘の「登録販売者研修受講の義務化」を明記することは考えていない。なお、既存配置販売業者の配置員である登録販売者が、「登録販売者に対する研修について」に基づく研修を受講することは、その資質向上に資するものと考えている。

新配置販売業者については、配置販売の業務を行う体制の基準として、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務をおこなう体制を定める省令第3条第1項第5号の規定により、当該新配置販売業者の配置印である登録販売者を含めた従事者に対する研修の実施をもとめており、厚生労働省としては、新配置販売業の配置員について、薬事法に御指摘の「登録販売者研修の義務化」を明記することは考えていない。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協